

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
保育料について	吹田市役所 御中 私どもは現在、第一子の誕生を迎えたばかりで、今後保育所への入園を検討している共働き世帯です。まだ実際に保育所を利用しているわけではありませんが、事前に保育料を試算したところ、月額約87,000円との結果となり、大変驚いているとともに、悲しみを感じております。 共働きは今や世間一般でも通常の形態となっており、吹田市に住む多くの家庭も同様に共働きで子育てをしていると思われます。その中で、保育料がこれほど高額に設定されていることは、実際に子育てを行う世帯にとって、大きな負担となっていることは明らかであります。実際に私の周りや、私自身も他の行政区への転出を検討しております。 吹田市は、整った街並み、豊富な学生人口による活気、大企業の立地など、大変魅力ある環境を有しており、私自身も大変気に入っております。しかし、今回の保育料水準を知ってしまうと、同世代の若い家庭やこれから子育てを検討する方々に「ぜひ吹田市で子育てを」と勧めることが難しいと言わざるを得ません。 さらに、直近の報道でも明らかのように、日本の合計特殊出生率は過去最低を更新し、少子化は深刻さを増しております。国全体としても子育て世帯の経済的負担軽減は最重要課題の一つであり、この流れに逆行する過度な利用者負担は、地域の人口減少や将来の街の活力低下につながりかねません。 つきましては、以下の点についてご検討をお願い申し上げます。 1. 保育料の見直し 2. 共働き世帯を前提とした、より実態に即した負担軽減措置 の導入 あわせて、本件について現在市としてどのように検討されているのか、また今後改正される可能性があるのかについて、ご回答を頂戴できれば幸いです。 吹田市は今後も魅力ある都市として発展していく潜在力を持っていると確信しております。だからこそ、本件について前向きなご検討をいただけることを心よりお願い申し上げます。	保育料の見直しにつきましては、「吹田市使用料・手数料及び自己負担額設定に関する基本方針」に基づき、定期的に行っており、直近では令和7年4月1日付けで改定を行いました。 具体的には階層16区分のうち、最も高い区分から4区分についての引き下げを行い、最も高い区分においては、月額87,200円から月額78,000円としております。また、少子化に資する取組として、令和6年4月分から本市独自の施策として第2子以降の0歳から2歳児クラスの保育料を無償としており、様々な観点から保育料の見直しを行っております。 いただきましたご意見につきましては、吹田市で暮らす皆様にとってよりよい行政サービスとなるよう、今後の施策の参考とさせていただきます。	保育幼稚園室	R7.9.1	R7.9.5

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
居宅訪問保育の導入について	私は現在、就労を理由に貴市より保育の必要性の認定(3号認定)を受けている保護者です。子は人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重度心身障害児です。 このたび、私の子が認可保育園の入園を希望したものの、保育幼稚園室からの連携・情報提供不足や、吹田市として医療的ケアの対応ができない事、吹田市の保育施設の建物の設計等を理由に受け入れが叶わず、さらに療育目的での利用を希望していた「児童発達支援センター わかたけ園」からも入園を断られ、極めて深刻な保育困難状態に置かれています。 これらの状況を踏まえ、「居宅訪問型保育」の制度の利用を申し出たところ、保育幼稚園室の〇〇様より、現状では吹田市に制度が存在しないとのことご回答をいただきました。 以下の点から私はこの対応に対して強く異議を申し立て、制度整備または代替措置の実施をお願いしたく、ご連絡を差し上げた次第です。 --- 【異議の根拠】 1. 法的根拠に基づく保育提供責任 子ども・子育て支援法第24条において、市町村は保育の必要な子どもに対して「適切な保育を受ける機会を確保する責務」を有すると明記されています。 私の子は3号認定を受けており、保育を受ける権利を法的に保障されている状態にあります。	・居宅訪問型保育の制度導入または試行的な措置の実施 ・対象となる事業者の個別マッチング、もしくは代替制度の公費支援等の検討 ・吹田市としての今後の地域型保育整備計画(特に居宅訪問型保育)に関するご回答 本市では、子ども・子育て支援事業計画等において待機児童及び未利用児童の解消を喫緊に解消すべき課題として位置付け、保育所や認定こども園等の施設整備による提供量の確保に注力しているところでございます。そのため、御要望の居宅訪問型保育事業につきましては、現状では試行的な措置等の実施を含めて検討いたしておりません。 しかしながら、このたび頂戴しました御要望につきましては、本市としても真摯に受け止めるとともに、今後の保育事業の展開における課題として位置付け、認可外施設など民間事業者の動向等も考慮しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。 また、御世帯が非常に困難な状況に置かれていることを考慮しますと、この度の御要望に添えず、本市としても誠に心苦しいところではございますが、以前から御案内しておりますとおり、認可外の居宅訪問型保育事業者の御利用について、何卒御検討くださいますようよろしくお願い申し上げます。 (担当:保育幼稚園室) ・児童発達支援センターへのアクセスが叶わないケースにおける、療育支援・代替手段のご提示について こども発達支援センター及び吹田療育園では居宅訪問型の事業を実施しておりますが、障害児通所サービスとして居宅訪問型児童発達支援や、障がい福祉サービスとして短期入所制度がございます。	保育幼稚園室、こども発達支援センター	R7.8.6	R7.8.19

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	集団保育に適応できない理由があり、保育所および療育施設の双方に断られた現状では、居宅訪問型保育は極めて合理的かつ必要な選択肢です。 2. 制度として明確に位置づけられた保育形態であること 居宅訪問型保育は、子ども・子育て支援法施行令第8条の8に明記された「地域型保育事業」の一形態であり、厚生労働省の通知でも、保育所に通えない特段の事情のある子どもへの代替的保育手段として制度化が奨励されています。 全国の他自治体でもすでに制度化・実施されており、吹田市が制度を整備していない理由、またその対応方針について明確な説明が求められます。 3. 大阪府の方針との整合性 大阪府では、地域型保育事業の充実を市町村に求めており、居宅訪問型保育もその一環として示されています。 同府の方針を踏まえても、現状のままでは本市における保育の選択肢が極端に限られており、結果として3号認定児の保育の機会が事実上閉ざされている状態です。 --- 以上の理由から、私は以下の対応をお願い申し上げます： - **居宅訪問型保育の制度導入または試行的な措置の実施** - **対象となる事業者の個別マッチング、もしくは代替制度の公費支援等の検討** - **吹田市としての今後の地域型保育整備計画(特に居宅訪問型保育)に関するご回答** - **児童発達支援センターへのアクセスが叶わないケースにおける、療育支援・代替手段のご提示** 困難な状況に置かれている親子に対して、公平かつ柔軟な対応をお願い申し上げます。 お忙しい中とは存じますが、誠実なご回答をいただけたら幸いです。 どうぞよろしくお願いいたします。	また、大阪府吹田子ども家庭センターでは、医療型障害児入所施設について保護者からの御相談を受け付けております。 居宅訪問型児童発達支援や短期入所を実施している事業所や利用日数については、御契約されている相談支援専門員に御相談ください。 また、医療型障害児入所施設については大阪府吹田子ども家庭センター(06-6389-3526)にご相談ください。 (担当:こども発達支援センター)			

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
共同親権に関する民法改正の周知徹底および自治体ホームページでの情報掲載についてのお願い	吹田市長様 私は娘が吹田市在住ながら、現状単独親権制度の不条理により、親子断絶を強いられている父親です。 来年2026年5月に施行が予定されている、いわゆる「共同親権制度」に関する民法改正につきましては、親子関係に直結する極めて重要な制度変更であり、社会的にも大きな関心が寄せられています。 昨年2024年12月23日付で文部科学省より各都道府県および教育委員会宛に通知が送付されたと承知しておりますが、現時点において、その周知が十分に進んでおりません。 この点につきましては、2025年5月15日の参議院法務委員会において、鈴木馨祐法務大臣より、以下のようなご答弁がなされております： 「ご指摘の民法の改正法でありますけれども、この円滑な施行、この観点から、学校教育の現場も含めてですね、関係諸機関に対する周知、広報の重要性、これ極めて大事だと我々は認識をしております。」 円滑な制度施行のためには、学校現場や教育委員会、自治体窓口など、国民と最も近い現場での適切な周知と広報活動が必要不可欠です。 また、本改正の背景には、単独親権制度のもとで発生していた「実子誘拐」や「引き離し」に関する深刻な国際的・国内的問題が存在しています。片方の親が他方の同意なく一方的に子どもを連れ去り、結果としてもう一方の親との交流が断たれるというケースが多発し、人権問題としても国際社会から日本は度重なる勧告を受けてきました。本改正法は、親同士の協議と合意形成を促し、子どもの最善の利益を中心とした共同養育の実現をめざす制度改革です。この趣旨を国民に正しく伝え、誤解や混乱を避けるためにも、下記のような事例に倣い、改めでのHP上での通知・周知徹底をお願い申し上げます。 【参考事例】 横須賀市 民法等の一部改正法(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3915/rikongo_konoyoiku.html また、東京都世田谷区、堺市、福生市、船橋市、茂原市、その他多くの自治体でもHPの掲載が完了しております。制度の趣旨を正確に伝え、施行後に家庭や学校、地域の現場で混乱なく円滑な運用されるよう、貴自治体における周知・共有・研修の推進をお願い申し上げます。何卒ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。 敬具	吹田市子育て給付課ひとり親支援担当です。 いただきました御意見について、回答させていただきます。 民法等の一部改正については、本市ホームページでも下記のページの「関連情報欄」に掲載しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018221/1005613.html 今後も国の動向を注視し、制度周知等に努めて参りますので、御理解賜りますようお願いいたします。	子育て給付課	R7.8.4	R7.8.7